



## 子供の治療用メガネの保険適用について

9歳未満の子供が「弱視」「斜視」「先天性白内障術後の屈折矯正」等の治療に使用する眼鏡に係る療養費が支給される保険制度があります。その際、医師が治療に必要だと診断し、かつ健康保険組合などの保険者が認めた場合限り、療養費が支給されます。

ここでは、保険申請の手順や、支給額の参考例など、保護者のみなさまにとっての目安となる情報を紹介します。

### < 保険申請の手順 >

- ① 眼科を受診し、医師に「治療眼鏡指示書」（処方箋）を発行してもらう。
- ② 眼鏡店にて眼鏡を購入し「領収書」を発行してもらう。  
治療用眼鏡指示書（①）を持参し、眼鏡店にて眼鏡を作成する。  
全額を支払い、領収書を受け取る。  
領収書の宛名はお子様本人のお名前にし、但し書きには「弱視治療用眼鏡代」と記載してもらう。
- ③ ご加入の保険会社より、「療養費支給申請書」を受け取る。  
加入している保険組合（健保・社保・国保）の窓口にて連絡をし「療養費支給申請書」を取り寄せる。
- ④ 「療養費支給申請書」（③）を記入し①②の資料を添えて提出。

### < 支給上限 >

眼鏡：40,492円（2024年4月1日改定）

### < 支給額の計算例 >

※医療費が3割負担の場合

- 眼鏡代が支給額を下回った場合（例：眼鏡代が40,000円の場合）



- 眼鏡代が支給額を上回った場合（例：眼鏡代が50,000円の場合）



### <作り替えの場合>

- 0歳～4歳 : 前回の保健申請から **1年以上**が経過していること
- 5歳～8歳 : 前回の保険申請から **2年以上**が経過していること

### <保護者のみなさまへ>

ここでご紹介した申請の手順や支給額等は、保険団体によって異なる場合がありますので  
事前に所属している保険団体にお問い合わせいただくことをお勧めします。

また、保険申請の指示は必ずしも病院からあるわけではないので  
医師に「保険給付の対象となる治療用眼鏡であるかどうか」をご確認のうえ、ご自身で速やかに手続きを進めましょう。

### <イシザワメガネ 各店舗連絡先>

- ・お茶の水店 : 03 (3291) 1080
- ・新宿店 : 03 (3350) 1080
- ・荻窪店 : 03 (3220) 3080
- ・練馬高野台店 : 03 (3996) 3118

ホームページ URL <http://www.ishizawamegane.co.jp/>

更新 : 2024年07月